

福地ダム湖面利用ルール

1. ルールの位置付け

「福地ダム湖面利用ルール」（以下本ルールという）は、「福地ダム湖面利用協議会（以下「協議会」という）」において、福地ダム湖面の利用に関し、自然環境への負荷を低減し、安全で快適かつ公平な湖面の利用を図ることを目的として定めたものであり、福地ダム湖面を利用する者は本ルールに従わなければならない。

なお、本ルールは利用に当たっての一般的な規則を定めたものであり、利用に当たっては河川の自由使用の原則の下、発生するすべての責任は利用者の自己責任により対応するものである。

2. 適用

本ルールは、福地ダム湖面を利用する個人及び団体に適用される。なお、恒常的に湖面を利用する団体及び料金を徴収して湖面を利用する団体については、事前に協議会の認定を受け、利用団体として登録する必要がある。

3. 協議会への登録

利用団体への登録を希望する者は、別添1「福地ダム湖面利用団体登録申請書」に基づき申請するものとする。協議会へ登録申請があった場合、協議会は、申請書に定められた添付書類の内容を審査し、申請日から30日以内に登録可否の議決を行う。但し、虚偽の申し込みがあった場合は、登録を取り消すことがある。

4. 利用者

ダム湖面を利用する者は、「福地ダム湖面利用の手引き」に基づき、事前に利用申請を行うものとし、代表責任者として20歳以上の者を必ず登録すること。なお、団体の場合は、その団体の責任者の下に利用申請を行うものとする。

5. 利用形態

ダム湖面の利用形態は、原則として次の通りとする。

利用に当たっては手漕ぎボート（カヌー等）2艇以上を基本とし、動力船の使用は原則禁止とする。ただし、動力船は安全管理の目的で事前にダム管理者の承諾を得た場合にのみ使用できるものとする。また、夜間利用にあたっては、協議会登録団体主催のツアーに限り利用可とし、指導員1名につき手漕ぎボート3艇を限度に、最大で6艇（指導員2名）まで引率可とする。

6. 利用の中止

「一般用」、「イベント、合宿等用および協議会登録団体用」における利用中止に係る利用条件は、それぞれ次の通りとする。

1) 一般用

- ①湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。
なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ②強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者の責任において利用を中止すること。
- ③東村に大雨注意報や洪水注意報、強風注意報、雷注意報、濃霧注意報、大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制時、その他緊急時には利用できません。
- ④ダム管理の業務（調査等を含む）実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用の範囲等を制限する場合があるので、前もって確認して下さい。

2) イベント、合宿等用および協議会登録団体用

- ①湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。
なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ②強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者の責任において利用を中止すること。
- ③東村に大雨警報や洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制時、その他緊急時には利用できません。
- ④ダム管理の業務（調査等を含む）実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用

の範囲等を制限する場合がありますので、前もって確認して下さい。

7. 利用禁止区域

利用可能範囲は、湖面利用の手引き別添6に示す通りとし、それ以外の場所の利用を禁止する。

8. 湖面利用時間

湖面の利用（カギの受け渡し、返却含む）は、原則として次の通りとする。

3月～9月・・・8時30分～18時30分

10月～2月・・・8時30分～17時00分

ただし、利用登録団体主催ツアーにおいて夜間利用時の安全の徹底を遵守するものは、利用時間以降22時までの夜間湖面利用を可能とする。

9. 自然環境への負荷の低減

- 1) 利用者に起因するゴミ等は必ず持ち帰ること。なお、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合は、警察やダム管理者への通報に協力すること。
- 2) ダム湖周辺の動植物を捕獲・採集したり、持ち出してはならない。
- 3) その他、利用者は自然環境への負荷低減に努めること。

10. 安全の徹底

利用者は自らの安全確保のため、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 安全監視のため、湖面利用は2艇以上とし、1艇の利用は認めない。
- 2) 携帯電話、簡易無線等により、緊急時の連絡が可能な体制とすること。
- 3) 団体利用の際のガイドは、救急法などの講習や訓練を受講し、緊急時に対応できるようにしておくこと。
- 4) 緊急時の連絡体制を確認し、緊急事態が発生した場合、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 5) 指定された場所以外での乗船・下船は行わないこと。
- 6) 夜間利用時には手漕ぎボート（カヌー等）前方に全周灯の設置及び利用者は懐中電灯、投光器等を持参し、救助等のリスクに鑑みた利用区域にて行動すること
- 7) その他、事故等を未然に防ぐために考えられる対策を事前に検討しておくこと。

11. 事故等の連絡

ダム湖面及びその周辺において各種事故が発生又は発見した場合、速やかに関係機関へ連絡すること。連絡先は、「利用の手引き」を参考とし利用者の責任において決定すること。

12. 事故等（不慮・過失・天災による事故等）の責任

ダム湖面利用で発生した事故及び利用者間のトラブル等については原則、利用者の自己責任において処理、解決するものとする。また、自然災害等による被災についても同様である。

13. 水質の保全

ダム湖は県民の飲料水供給の源であり、水道原水としての水質保持はダム管理上重要な課題である。その状況に鑑み、水質に影響を与える可能性のある行為はすべて禁止する。なお油漏れなど重大な水質事故は河川法第67条により、その事故処理に係る費用はすべて原因者の負担となる。

14. 迷惑行為の禁止

ダム湖面並びにその周辺での騒音発生等を含め他者への迷惑行為をすべて禁止する。

15. 外来種の持ち込み禁止

外来種の持ち込み、放流等は絶対にしてはならない。

16. 禁止行為

- 1) ダム湖並びにその周辺では、火の使用を厳禁する。
- 2) ダム湖での遊泳や釣り等を禁止する。
- 3) ダム湖並びにその周辺での排泄行為、ゴミ等の投棄は厳禁する。
- 4) 指定場所以外での乗船・下船を禁止する。
- 5) ペットを含むいかなる動物との同伴・持ち込みも禁止する。

17. その他

本ルールは、令和6年12月13日より適用する。

福地ダム湖面利用の手引き

1. 一般湖面利用申請（利用登録団体以外）

(1) ダム湖面利用の申請

ダム湖面を利用する個人または団体は、原則として180日前～1週間前迄の平日に利用申請書を福地ダム湖面利用協議会事務局（福地ダム管理支所）宛に提出して下さい。但し、利用申請者は20歳以上の者に限ります。なお、虚偽の申請があった場合は利用を差し止めることがあります。

なお、利用申請から完了までの流れは別紙2「福地ダム一般湖面利用の手順」に従ってください。利用申請書等の様式は別紙3、4のとおりです。

（留意事項）

※原則として動力船の使用は認めておりませんが安全管理の為、動力船を使用する場合は事前に事務局と協議願います。

※「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成6.12.27条例45）」（以下「水難事故防止条例」という）の第11条第1項第1号に規定される「プレジャーボート提供業者」は条例に則り、公安委員会に届出書を提出していることが前提となります。

(2) イベントによる利用について

イベントによる利用の場合は事前に「利用計画書（イベント、合宿等用）」を提出して下さい。また、適切な資格者の配置として、水難事故防止条例施行規則第7条に示す水難救助員、または、水難救助員と同等以上の水難技術等の知識を有すると認められる者の配置が利用の必須条件です。なお、原則として同一団体によるイベントの申請は前回開催から30日以内は受け付けません。また、イベントによる利用期間は3日以内とします。

（留意事項）

※イベント開催者は、「水難事故防止条例」の第9条に則り、公安委員会にも届出が必要です。

(3) 合宿等による利用について

合宿等による利用の場合は事前に「利用計画書（イベント、合宿等用）」を提出して下さい。また、適切な資格者の配置として、水難事故防止条例施行規則第7条に示す水難救助員、または、水難救助員と同等以上の水難技術等の知識を有すると認められる者の配置が利用の必須条件です。なお、合宿等による利用期間は90日以内とします。

2. 利用登録団体の湖面利用

ダム湖面を利用する場合は、原則として利用前日（休日の場合は直前の平日）の12時までに湖面利用届（別紙5）を福地ダム湖面利用協議会事務局（福地ダム管理支所）宛に「通知」して下さい。イベント、合宿等による利用については一般利用申請と同様の条件とし、湖面利用届に追記、及び計画等を添付して提出して下さい。

3. 利用条件等

(1) 利用範囲

ダム湖面の利用可能範囲は、別紙6の通りです。利用禁止区域へは立ち入らないで下さい。

(2) 湖面利用時間

湖面の利用時間は（カギの受け渡し、返却含む）は原則下記のとおりです。時間を厳守して下さい。休日は下記7.のカギの受け渡し時間に制約がありますのでご注意ください。

3月～9月 8時30分～18時30分

10月～2月 8時30分～17時00分

ただし、利用登録団体主催のツアーにおいて夜間利用時の安全の徹底を遵守するものは、利用時間以降、22時までの夜間湖面利用を可能とし、利用実績について協議会に報告するものとする。

(3) 湖面への進入箇所

湖面への進入は指示された箇所で行って下さい。それ以外の場所での進入は禁止します。なお、進入箇所は常時、施錠されていますので、カギを受け取って下さい。緊急時の支障となる可能性があるため、湖面使用中、湖面進入路（斜路）に、車両及びその他いかなる物件も放置することは厳禁とします。必ず駐車スペースをご利用ください。

(4) 許可証及びカギの交付（受け渡し）及び返却

許可証及びカギの交付（受け渡し）は下記の時間に行います。

平日：8時30分～17時30分

休日：8時30分～10時00分／11時00分～14時00分／15時00分～17時00分

許可証及びカギの返却は上記5.の湖面利用時間内に管理支所入口に設置してある返却BOXに投函して下さい。

なお、利用登録団体については利用場所に応じてカギ管理を要請する。

（留意事項）

※カギが期限内に返却されなかった場合、1年間の利用停止となります。なお、紛失した場合は弁償して頂くこととなります。

(5) 利用当日の最終確認

ダム管理上の都合、または天候等の理由により利用ができない場合がありますので、利用当日に最終確認を行って下さい。

(6) 湖面利用許可証

湖面利用者は、利用中において許可証を常に携帯しておかけなければなりません。また、ダム管理者より許可証の提示を求められた場合はそれに従わなければなりません。

なお、利用登録団体については登録期間中の利用許可証を交付する。

4. 湖面利用の安全対策及びマナーの遵守

湖面利用については本手引きの他、「福地ダム湖面利用ルール」を熟読し、遵守して下さい。「手引き」や「ルール」に違反した行為を発見した場合、今後の利用は認めないこととします。なお、安全を含むすべての事態について、原則「自己責任」にて対応して頂くこととなりますので留意願います。

(1) 利用に際しての自己責任の原則

湖面利用に際しての事故（不慮・過失・天災による事故等）については、すべてその利用当事者の責任となります。また、利用者間トラブル等についても当事者間の責任となります。

(2) 事故防止対策の徹底

湖面上では何時如何なる状況でも事故発生の可能性があります。湖面利用者は、事故等を未然に防ぐために考えられる万全の対策をとって下さい。また、湖面利用に際しては救命胴衣（ライフジャケット）の着用を義務づけます。なお、酒気帯び等の状態での湖面利用は禁止します。

(3) 利用マナーの遵守

湖面上及び周辺においては、他利用者がいる場合がありますので、他人に迷惑をかけるような行為はすべて禁止します。湖面利用者は互いに協力して適切に湖面を利用するようにして下さい。また、水質保全の観点からゴミの投棄・タバコのポイ捨て等の行為は厳禁です。これらが発見した場合は、利用を即時中止させますので留意願います。

(4) 利用禁止事項

湖面利用は、手漕ぎボート（カヌー等）のみで、2艇以上とします。1艇の場合は安全管理上問題があるため不許可とします。なお、利用禁止事項は次の通りです。

○動力船の使用は原則として禁止します。（動力船を安全管理のために使用する場合は別途事務局と協議して下さい）

- ダム湖での釣りは禁止です。
- ダム湖での遊泳は禁止です。
- ダム湖並びにその周辺での火の使用は禁止です。
- ダム湖並びにその周辺での排泄行為、ゴミ等の投棄は厳禁です。
- 指定された場所以外での乗船・下船は禁止です。

(5) 湖面に入る前の確認

利用にあたっては、着水前にボート等の汚れ（特に油性よごれ）、安全面、衛生面等を必ず点検して下さい。

(6) 保険加入の推奨

湖面利用にあたっては保険加入を推奨します。保険についてはインターネットの検索により“カヌー 保険”などで検索すると保険取り扱い業者が示されます。これらを参考にして、保険加入については利用者の責任において決定して下さい。

(7) 事故発生時の連絡体制

ダム湖利用時に事故が発生した場合、又は発見した場合は速やかに福地ダム管理支所へ連絡すること。連絡先については下図を参考にして下さい。



【協議会申請用】

別紙-1

福地ダム湖面利用団体登録申請書

福地ダム湖面利用協議会会則第7条により、湖面利用団体への登録を申請します	
令和 年 月 日	
福地ダム湖面利用協議会 殿 (東村役場 企画観光課)	
申請者氏名又は名称 ○○ ○○	
名称	
代表者	
住所	
連絡先	TEL : FAX : E-mail :
添付書類	1. 主な事業所の場所 2. 法人登記等の証明資料、印鑑証明等 3. これまでの活動実績 4. 利用計画 (1) 利用の目的 (2) 利用形態 (3) 主なプログラムの流れ (4) 自然環境負荷低減のための取り組み (5) 安全計画 (6) 緊急時の行動マニュアル (7) 緊急時の連絡体制表 (8) 地域貢献のための取り組み等 5. 福地ダム湖面利用チェックリスト 注) 別紙全ての項目を満たしている必要があります。

1. 主な事業所の場所

地図等

2. 法人登記等の証明資料、印鑑証明等

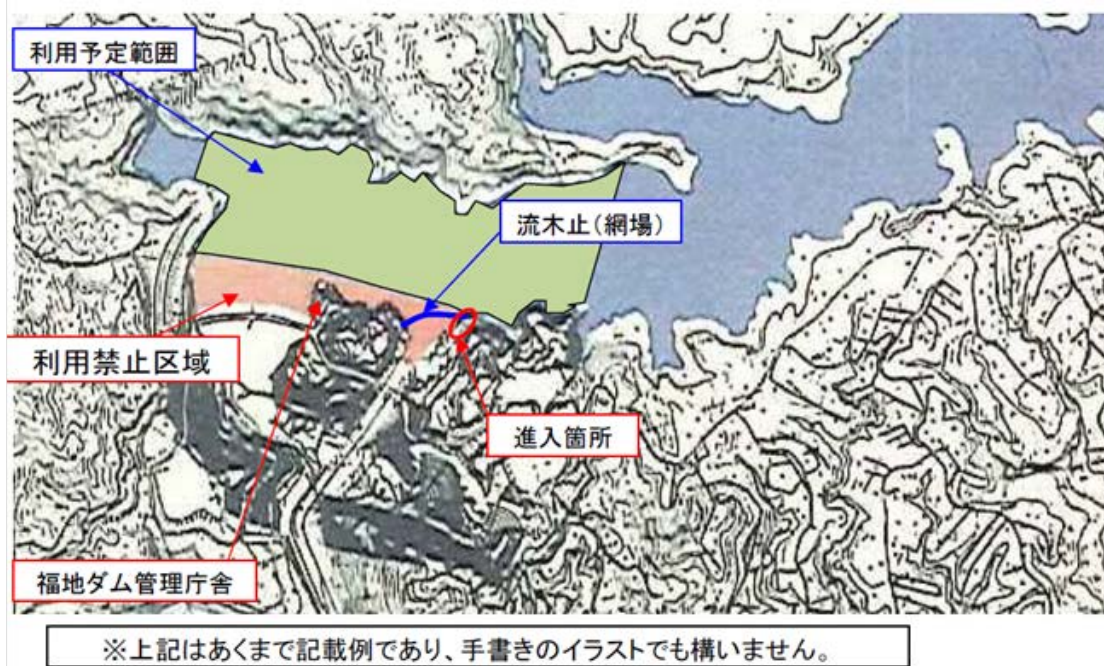
メール、またはFAX等にてデータにて提出で可

3. これまでの活動実績

4. 利用計画

(1) 利用の目的	
(2) 利用形態	
(3) 主なプログラムの流れ	
(4) 自然環境負荷低減のための 取り組み	
(5) 安全計画	
(6) 緊急時の行動マニュアル	
(7) 緊急時の連絡体制表	
(8) 地域貢献のための取り組み等	

5. 使用区域



6. 安全管理※あらゆる事態を想定して事故防止及び事故発生時の対応について記載すること。

(1) 安全管理対策

①カヌーや装備品等の確認

②気象情報の収集

③湖面上の留意事項

- ・安全管理上必要な救護船を用意する。

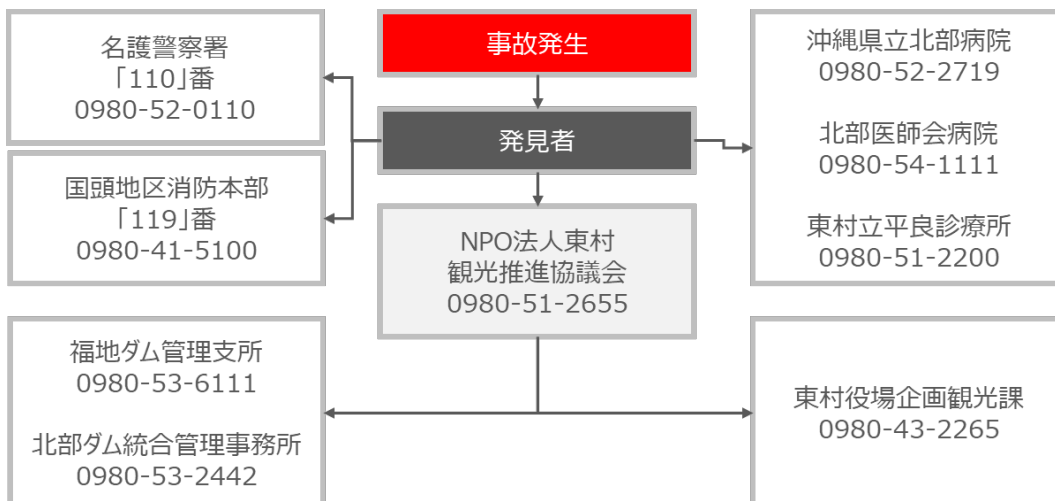
④雷等による荒天時の避難に関する事項

- ・雷ナウキャストで活動度1が予想されている場合は、湖面から陸に速やかに上げられる場所に移しておく。活動度2以上の場合、陸に上がり、速やかに安全な場所に避難する。
- ・ダム周辺において、雷鳴・雷光が確認された場合は、陸に上がり、速やかに安全な場所に避難する。

⑤転覆時等の救助に関するルール

⑥安全管理担当者の選定

(2) 事故発生時の緊急連絡体制(例)



活動度	雷の状況	屋外において想定される対応	屋内や工場などで想定される対応	
4	激しい雷	落雷が多数発生している。	●屋外にいる人は落雷の危険があるため、建物や車の中へ避難するなど、安全確保に努める。	●パソコンなど家電製品の電源を切り、コンセントを抜く。
3	やや激しい雷	落雷がある。	●屋内にいる人は外出を控える。	●工場の生産ラインなどリスクの大きい場所では、作業の中止や自家発電への切替などの対応をとる。
2	雷あり	電光が見えたり雷鳴が聞こえる。落雷の可能性が高くなっている。		
1	雷可能性あり	現在、雷は発生していないが、今後落雷の可能性はある。		

※ 活動度1～4になっていない地域でも、積乱雲が急速に発達して落雷する場合がある。
出典: 気象庁 HP

7. 許可証、及びカギの管理について
許可証及びカギは●●にて管理し、管理責任者は●●とする
8. その他
◇進入箇所の施錠は確実にする。(利用時も施錠する)
◇環境保全対策
ダム湖内では飲食はしない。
むやみに植物や生物をとらない。
ダム湖の水質に影響の与える行為は絶対にしない。
9. 福地ダム湖面利用チェックリスト

登録にあたっては、以下のすべての項目を満たしている必要があります。

【環境教育に関する項目】

- 水資源、森林の大切さを伝えるプログラムとなっている
- 日常的に環境教育プログラムを提供している団体である

【自然環境への負荷および生態系の保全に関する項目】

- ダム湖面に生息する動植物についておおよそ知っている
- やんばるの自然環境についておおよそ知っている
- 一日の利用者人数に制限を設けている
- 火を使わない(火災防止)
- 動植物の採集を行わない
- ダム、またはその周辺に動植物を持ち込まない、持ち込ませない(ペット等の放置禁止)

【安全の確保に関する項目】

■ プログラム実施前の安全確認

- 事前にフィールドの危険箇所を確認し、危険回避がなされている
- 参加者に、フィールドの状況、服装等について、事前に伝えている

■ プログラム実施中の安全管理について

- 携帯電話、簡易無線等により湖面利用範囲内のどこからでも基地局との通信が可能であり、基地局からの消防等関係機関への電話連絡が可能である
- 安全管理への配慮をしている
- ブリーフィングで、安全確保のための注意事項等の説明を行っている
- 参加者の健康状態の確認ができています
- ライフジャケットを着用する
- 出発前にカヌーの操作方法、落水時の対処方法を指導している
- 適切な履き物を使用する(サンダル、裸足は不可)
- 川に入る場合、低体温症などにならないための対策を行っている
- 牽引用のロープを装備している
- 適切な救急用具を携行している
- 悪天候時におけるプログラム催行/中止に関する基準を設けている
- 熱中症対策を実施している。

■ 安全教育について

- 緊急時の行動マニュアルを作成している
- 年に1回以上、救命救急法の訓練を行っている
- 年に1回以上、レスキューの訓練を行っている
- 届け出、資格等
- プレジャーボート提供事業者の届け出を公安委員会に提出している

■ 保険について

- 傷害保険及び責任賠償保険に加入している

【地域貢献に関する項目】

- 団体として地域の人材を活用している
- 団体として地域内の商店等を活用している

【マナーの遵守に関する項目】

- 森の静寂な環境を壊さないプログラムである
- 持ち込んだゴミは持ち帰る。持ち込んでないゴミも持ち帰ることに配慮している

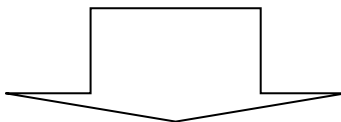
上記の通り福地ダム湖面利用チェックリストを提出いたします。

令和 年 月 日
申請者 ○○○○ ○○○○

◇福地ダム一般湖面利用の手順◇

【利用申請時】

- (1) 【利用誓約書兼申請書（一般用）又は利用計画書（イベント、合宿等用）の提出】
- ◆利用誓約書兼申請書（一般用）又は利用申請書（イベント、合宿等用）については北部ダム統合管理事務所のホームページ又は湖面利用協議会事務局（福地ダム管理支所）より入手。HPアドレス：<http://www.dc.ogb.go.jp/toukan/>
 - ◆原則として180日前～1週間前迄の平日に湖面利用協議会事務局（福地ダム管理支所）へ提出
- ①直接（又は郵送）、②FAX
- ①住所：〒905-1203 東村字川田中上原 1105-108 湖面利用協議会事務局
- ②FAX：0980-52-6151 TEL：0980-53-6111
- (2) 【受付の確認】
- ◆湖面利用協議会事務局（福地ダム管理支所）へ受付の確認を実施。郵送又はFAXにより申請した方は電話にて受付の確認をして下さい。



【利用当日】

- (3) 【許可証の受取】
- ◆責任者の身分証明書（住所、年齢等の確認）を提示。（事務局確認）
- ※湖面利用協議会事務局（福地ダム管理支所）にて許可証の発行と進入路のカギの貸与を受ける。（休日の対応は情報連絡員が行う）
- (4) 【ダム湖へのアプローチ】
- ◆指定箇所より進入する。進入後はカギを閉める。（開けっ放しにしない）※利用届に記載以外の者の進入はさせない。
- (5) 【利用後】
- ◆許可証とカギを湖面利用協議会事務局（福地ダム管理支所）入口にある返却BOXへ返却する。※期限迄にカギの返却が無い場合は1年間の利用停止となります。

福地ダム湖面利用協議会 事務局 宛

福地ダム湖面利用誓約書兼申請書（一般用）

申請者氏名：_____ 印

福地ダムの湖面利用について、下記の「利用条件」、「湖面利用ルール」、「利用の手引き」を遵守するとともに、自己責任のもと利用することを誓約し、下記のとおり申請します。

記

<申請内容>

1. 利用目的 _____
2. 利用月日 令和_____年_____月_____日 _____時 ~ _____時まで
3. 人 数 _____名（利用者全員の氏名、連絡先は裏面に記入してください）
4. 許可証（+鍵）の受取、返却時間

受取予定：_____：_____ ※受取・返却の予定の時間は湖面利用時間内で返却して下さい。

返却予定：_____：_____ ※返却は福地ダム管理支所入口の返却ボックスに返却して下さい。

<利用条件>

- ①利用者は、利用中において許可証を常に携帯しなければならない。
- ②救命胴衣（ライフジャケット）は必ず着用すること。また、酒気帯び等の状態で利用しないこと。
- ③湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。
なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ④強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者の責任において利用を中止すること。
- ⑤東村に大雨注意報や洪水注意報、強風注意報、雷注意報、濃霧注意報、大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制*時、その他緊急時には利用できません。
※「洪水警戒体制」の説明：沖縄気象台から東村に大雨・洪水警報が発表等された時、福地ダムは洪水警戒体制をとり洪水対応を行うため、湖面は利用できません。
- ⑥ダム管理の業務（調査等を含む）実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用の範囲等を制限する場合がありますので、前もって確認して下さい。
- ⑦湖面利用における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインや掲示している注意事項を遵守し利用すること。
- ⑧車両等は指定の場所に駐車し、他の迷惑にならないよう注意すること。
- ⑨湖面利用の手引きの禁止事項等について、利用者全員へ周知徹底し遵守すること。
- ⑩事故等の責任については、当方では一切負いません。

<受付確認>※ここから以下は記入しないで下さい。（受付者が記入します）

受付番号	受付日時	許可証番号	受付者	受付方法
				①直接 ②FAX ③その他

利用者氏名一覧表①

<責任者記入欄>※「プレジャーボート提供業者」の場合はその届け出の写しを添付すること。

役 職	氏 名	年 齢	連絡先 (TEL) (携帯がある場合は携帯も)	住 所 ※丁目・番地等まで
代表責任者				
副責任者				

<緊急時の連絡先>

※湖面上で事故等のトラブルが発生した場合、家族、知人等への緊急連絡先

順位	氏名	連絡先 (TEL) ※携帯が有る場合は携帯も	続柄
第1連絡先			
第2連絡先			

<カヌー持ち込み数>

カヌー持ち込み数 (○人乗り×○艇、□人乗り×□艇)	必要ライフジャケット数

湖面利用者名簿

番号	氏名	年齢	住所	利用当日の体温	利用前2週間の体調不良等※1	日中連絡のつきやすい電話番号
1				℃	有 ・ 無	
2				℃	有 ・ 無	
3				℃	有 ・ 無	
4				℃	有 ・ 無	
5				℃	有 ・ 無	
6				℃	有 ・ 無	
7				℃	有 ・ 無	
8				℃	有 ・ 無	
9				℃	有 ・ 無	
10				℃	有 ・ 無	

※1：利用前2週間の体調不良等とは、次のア～クの事項を指します。

ア 平熱を超える発熱

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※2：代表者が番号1の欄に記入して下さい。

※3：万が一感染が発生した場合に備え、代表者が利用当日から2箇月間この名簿を保管して下さい。

福地ダム湖面利用協議会 事務局 宛

福地ダム湖面利用申請書（イベント、合宿等用）

申請者氏名： _____ 印

福地ダムの湖面利用について、下記の「利用条件」「湖面利用ルール」「利用の手引き」を遵守し、代表者の責任のもと利用しますので、下記の事項を記載した湖面利用計画書を添付し申請します。

<利用計画書記載事項>

※計画書の様式は自由ですがA4版で作成して下さい。

1. 代表責任者 氏名 連絡先
2. 利用目的 ※イベント開催時は「水難事故防止条例」の第9条に則る届け出の写しを添付
3. 利用期間（使用時間帯）
4. 人 数
5. 利用区域（別紙図面）
6. 安全管理について（（1）安全管理対策、（2）事故等発生時の緊急連絡体制）
7. 許可証（+鍵）の受取、返却時間

受取予定： _____：_____ ※受取・返却の予定の時間は湖面利用時間内で返却して下さい。

返却予定： _____：_____ ※返却は福地ダム管理支所入口の返却ボックスに返却して下さい。

<利用条件>

- ①利用者は、利用中において許可証を常に携帯しなければならない。
- ②救命胴衣（ライフジャケット）は必ず着用すること。また、酒気帯び等の状態で利用しないこと。
- ③湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。
なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ④強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者
の責任において利用を中止すること。
- ⑤東村に大雨注意報や洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制*時、その他緊急時には利用できません。
※「洪水警戒体制」の説明：沖縄気象台から東村に大雨・洪水警報が発表等された時、福地ダムは洪水警戒体制をとり洪水対応を行うため、湖面は利用できません。
- ⑥ダム管理の業務（調査等を含む）実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用の範囲等を制限する場合がありますので、前もって確認して下さい。
- ⑦湖面利用における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインや掲示している注意事項を遵守し利用すること。
- ⑧車両等は指定の場所に駐車し、他の迷惑にならないよう注意すること。
- ⑨湖面利用の手引きの禁止事項等について、利用者全員へ周知徹底し遵守すること。
- ⑩事故等の責任については、当方では一切負いません。

<受付確認>※ここから以下は記入しないで下さい。（受付者が記入します）

受付番号	受付日時	許可証番号	受付者	受付方法
				①直接 ②FAX ③その他

【利用登録団体用】

別紙-5

令和 年 月 日

北部ダム統合管理事務所
福地ダム管理支所長 殿
事務担当 殿

NPO法人〇〇協会
代表理事 〇〇 〇〇

福地ダム湖面利用届

下記のとおり、福地ダムの湖面を利用致します。

実 施 日	令和 年 月 日 ()
利 用 目 的	
参 加 者 人 数	
ガ イ ド 名	
	ガイド連絡先

担当者 : 0000-00-0000

連絡先 : 0000-00-0000

<利用条件>

- ①利用者は、利用中において許可証を常に携帯しなければならない。
- ②救命胴衣（ライフジャケット）は必ず着用すること。また、酒気帯び等の状態で利用しないこと。
- ③湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。
なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ④強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者
の責任において利用を中止すること。
- ⑤東村に大雨注意報や洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制^{*}時、その他緊急時には利用できません。
※「洪水警戒体制」の説明：沖縄気象台から東村に大雨警報、洪水警報が発表等された時、福地ダムは洪水警戒体制をとり洪水対応を行うため、湖面は利用できません。
- ⑥ダム管理の業務（調査等を含む）実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用の範囲等を制限する場合がありますので、前もって確認して下さい。
- ⑦湖面利用における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインや掲示している注意事項を遵守し利用すること。
- ⑧車両等は指定の場所に駐車し、他の迷惑にならないよう注意すること。
- ⑨湖面利用の手引きの禁止事項等について、利用者全員へ周知徹底し遵守すること。
- ⑩事故等の責任については、当方では一切負いません。
- ⑪イベント・合宿での利用の場合は、原則として 180 日前～1 週間前迄の平日に利用計画書を提出し、受付確認を受けて下さい。

福地ダム利用区域図

3月～9月・・・8時30分～18時30分
10月～2月・・・8時30分～17時00分



※指導員: ツアーガイドとして福地ダム湖面利用協議会に登録されている者をさす

利用登録団体の夜間利用については

3月～9月・・・18時30分～22時00分
10月～2月・・・17時00分～22時00分

とし、進入箇所から 部分を超えない範囲を利用区域とする